

第2 喫煙管理

火災予防条例第23条第3項から第5項までの規定を適用する際の運用は、平成16.4.27「宇都宮市火災予防条例の一部改正について」及び平15.12.18 消防予第320号によること。

1 全面禁煙の措置

条例第23条第3項第1号の消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に定めるところによる。ただし、防火対象物の個々の状況から判断して、全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、一部の措置を免除することができるものとする。

- (1) 防火対象物の入口等の見やすい箇所に当該防火対象物が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
- (2) 定期的な館内巡視
- (3) 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の定期的な館内一斉放送
- (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

2 階禁煙の措置

条例第23条第4項ただし書の消防長が火災予防上必要と認める措置は、次に定めるところによる。ただし、防火対象物の個々の状況から判断して、当該階が全面的に喫煙の禁止が確保されると認められる場合は、一部の措置を免除することができるものとする。

- (1) 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に当該階が全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置
- (2) 定期的な館内巡視
- (3) 当該階の全面的喫煙禁止及び他階の喫煙場所の案内等定期的な館内一斉放送
- (4) その他防火対象物の使用形態等に応じ、消防長が火災予防上必要と認める措置

3 標識の様式等

条例第23条第3項第1号及び第4項に規定する標識については、次に定めるところによる。

- (1) 色は、地を赤色、文字を白色とする。
- (2) 寸法は、幅25センチメートル以上、長さ50センチメートル以上とする。
- (3) 当該標識の記載例は次のとおり

ア 条例第23条第3項第1号に規定する標識

- (ア) 「全館禁煙」
- (イ) 「当百貨店は全館において禁煙です。」

イ 条例第23条第4項に規定する標識

- (ア) 「この階は禁煙です」
- (イ) 「当劇場においてこの階は禁煙です。喫煙所は〇〇階にあります」

4 標識の設置

標識の設置については、次に定めるところによる。

- (1) 条例第23条第3項第1号及び第4項に規定する標識に併せて図記号による標識を設ける場合は、国際標準化機構（ISO）が定めた規格等に定める図記号とすること。
- (2) 条例第23条第3項第1号及び第4項に規定する標識に「禁煙」の記載がある場合は、条例第23条第2項により設ける標識と兼ねることができる。